

令和 3 年度

第 11 回 第一農地部会定例会議事録

令和 4 年 2 月 2 5 日 (金)

上越文化会館 4 階 大会議室

令和3年度第11回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和4年2月25日（金）午後2時

場 所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

4番 吉村 清正	6番 古川 政繁	7番 篠宮 英樹
8番 竹内 浩行	12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰
14番 清水 強	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	倉石 洋一	高島 真一
藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一
齊藤 啓治	白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義
綿貫 一成	松本 香		

2 欠席委員

(1) 農業委員

佐藤 清繁	金子 昭榮	牧繪 雄一郎	折笠 正勝
-------	-------	--------	-------

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 信雄	小林 政秋	高宮 文男
-------	-------	-------

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	坂井 晃
次 長	松縄 浩一
係 長	橋立 理
中郷区駐在室 主 任	野坂 公子
板倉区駐在室 副 主 任	上原 敏明
清里区駐在室 副 主 任	近藤 宏一
名立区駐在室 主 任	高橋 理彦

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

4番 吉村 清正	12番 上原 孝
----------	----------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(板倉区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p> <p><資格審査></p> <p>議長 はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 人、出席委員数 8 人、欠席委員数 4 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会推進委員数 17 人、出席推進委員数 14 人、欠席推進委員数 3 人です。</p> <p><議事録署名委員の指名></p> <p>議長 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 4 番 吉村 清正 委員、議席番号 12 番 上原 孝 委員の両名を指名します。</p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p> <p>議長 それでは、議案の審議に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができるので、積極的に意見等を述べてください。</p> <p>合併前上越市からです。</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>議長 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7 番から番号 16 番までの 10 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局) 橋立 1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7 番から番号 16 番までの 10 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 10 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「市道用地」2 件、「他者へ貸付」1 件、「他者へ貸付予定」5 件、「中間管理機構へ貸付予定」2 件です。</p> <p>番号 10 番から 14 番までの 5 件については、耕作者の体調不良による労力不足を理由に契約を解除するものです。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
--	--

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、10件を承認します。
議長	<p><報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番及び16番の2件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>3頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番及び16番の2件を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「車庫」1件、「納屋」1件です。</p> <p>なお、番号は、受付日ごとに暦年で管理しており、番号16番は、今年の12月27日に受け付けたものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないので、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、2件を承認します。
議長	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番から11番、及び番号148番の1件、合計12件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>4頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番から11番、及び番号148番の1件、合計12件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」3件、「敷地拡張」3件、「駐車場」3件、「建売住宅」1件、「宅地造成」1件、「資材置場」1件の計12件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長	<p>特に質問等がないので、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、12件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3番及び4番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>7頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3番及び4番の2件を説明します。</p> <p>いずれの案件も備考欄に記載してあるとおり、農地法第3条の例外規定が適用される案件です。</p> <p>例外規定の要件は、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められることが条件です。</p> <p>草花等の栽培は、稲作とは異なり、二毛作が可能で集約的に行うことにより、経営が成り立つとの理由から例外が認められています。</p> <p>番号3番の申請者は、これまで、権利設定をせず、申請農地で耕作していましたが、この度、認定新規就農者として申請することに伴い、改めて申請農地に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>昨年12月に新規就農の担当課である農政課、元気な農業づくり推進員の園芸部門の担当者、地区担当の篠宮農業委員、事務局職員が本人立ち合いのもと、現地確認を行いました。</p> <p>その結果、申請農地は適切に管理されており、園芸作物のみを集約的に栽培されていることを確認しました。</p> <p>番号4番の申請者は、平成19年に認定農業者として認定されており、これまでも園芸作物を中心に耕作し、経営しています。</p> <p>当該申請人が園芸中心に耕作していることについては、農協及び農業会議に確認したところ、いずれも把握していました。</p> <p>この度、不在地主の農地を取得し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>また、総額が29,330円と端数が出ていますが、確認したところ、双方が合意した金額とのことです。</p> <p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 4 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>8 頁、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 4 番の 1 件です。</p> <p>番号 4 番は、大字四辻町内の農地を取得し、「物置」を建設するものです。9 頁に位置図、10 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、申請農地の隣接地に居住していますが、この度、物置代わりに使用していた同敷地内の母親の住宅を取り壊すことになったため、申請農地に改めて物置を建設するものです。</p> <p>工期は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 30 日までです。</p> <p>土地利用計画は、物置建設で、所要面積は 214 m²、建築面積 34.7 m²で建ぺい率は 16.21%となり、基準の 22%を満たしませんが、分筆しても狭隘で利用不便な土地となることから、やむを得ないと判断しました。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。土地利用についても妥当なもの判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可すること</p>

	に決定します。
議長	<p><議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転4件、貸借権設定32件、貸借権移転4件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転4件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>11頁、議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転4件を説明します。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないので、続いて、貸借権設定32件について、事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	<p>13頁から19頁まで、貸借権設定32件を説明します。</p> <p>13頁、134番は、前耕作者が労力不足を理由に解約した農地について、近隣の耕作者に耕作を依頼するものです。</p> <p>番号135番及び番号136番は、労力不足により、自作地の一部を新たに貸し付け、経営規模を縮小するものです。</p> <p>14頁、番号137番は、再設定であります。用水の利用が不便な2筆について、使用貸借とするものです。</p> <p>番号140番は、賃料が4,000円と低額であります。前の契約が10a当たり5,000円であり、昨今の状況から更に1,000円低く設定するものです。</p> <p>15頁、番号155番は、高齢による労力不足で、自作地の一部を近隣の耕作者に耕作を依頼するものです。</p> <p>16頁、番号156番は、前耕作者が労力不足を理由に解約した農地について、近隣の耕作者に耕作を依頼するものです。</p> <p>番号157番は、これまで農作業受委託契約により耕作していた農地について、賃貸借権を設定するものです。</p> <p>番号158番は、不在地主であり、管理してもらえただけでもありがたいとの地主の意向から使用貸借権を設定するものです。</p> <p>番号159番は、前耕作者が労力不足を理由に解約した農地について、近隣の耕作者に耕作を依頼するものです。</p> <p>番号160番及び、17頁、165番は、労力不足により、自作地の一部を近隣の耕作者</p>

	<p>に耕作を依頼するものです。</p> <p>169 番は、基盤整備事業が予定されている筆について、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>172 番及び 173 番は、前耕作者が労力不足を理由に解約した農地について、近隣の耕作者に耕作を依頼するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、続いて、貸借権移転 4 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>20 頁及び 21 頁、貸借権移転 4 件を説明します。</p> <p>いずれの案件も旧借手は同一人です。労力不足であることから、貸借権を移転するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 3 件、貸借権移転 2 件を上程します。</p> <p>はじめに、貸借権設定 3 件のうち、篠宮委員関連の番号 8 番を除く 2 件について、</p>

	<p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>22 頁、議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定番号 7 番及び 9 番の 2 件を説明します。</p> <p>これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、続いて、篠宮委員関連の番号 8 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連します篠宮委員は退席をお願いします。</p> <p>(篠宮委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>22 頁、篠宮委員関連の番号 8 番について説明します。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、篠宮委員関連の番号 8 番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、篠宮委員の退席を解除します。</p>

	(篠宮委員 復席)
議長	篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められたので、お知らせします。
議長	続いて、貸借権移転 2 件について、事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	23 頁、貸借権移転 2 件を説明します。 いずれの案件も利便性の向上と集約化を図るため新たな借手に貸借権を移転するものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
議長	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。 (中郷区駐在室分の議案)
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7101 番及び 7102 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 野坂	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7101 番と 7202 番の 2 件の届出書を受理したので報告します。 受理した 2 件はいずれも契約錯誤による解約です。これは、令和 3 年 10 月農地部会にて、所有者と農地中間管理機構との間で設定した利用権について、実際に耕作を行う農事組合法人が耕作できない、山間部の土地が含まれていたため、解約に至った

	<p>ものです。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、2件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>2頁から3頁まで、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定4件について説明します。 番号7112番は、これまで自作地だった農地の一部について、労力不足により今後の耕作ができなくなったため、近隣ですでに耕作を行っている受入との間で新規に利用権を設定するものです。 番号7113番は、同じ渡人と受入で利用権を設定している農地に隣接する田を耕作するため、新規に利用権を設定するものです。 3頁、番号7115番は、これまで自作地だった農地ですが、体調不良により今後の耕作ができなくなったため、農地中間管理機構を通じて、新たな耕作者に貸し付けを行う予定です。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>

<p>議長</p>	<p><議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 野坂</p>	<p>4頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定1件を説明します。 この案件は、令和3年12月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に仮受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 (板倉区駐在室分の議案)</p>
<p>議長</p>	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件、貸借権設定46件を上程します。 はじめに、所有権移転2件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転の2件を説明します。 7594番は、これまで利用権設定により、別の耕作者に貸付していた農地を、合意解約により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却することになった</p>

	<p>ものです。</p> <p>7595 番は、これまで利用権設定により耕作していた買い手が、売り手の要望により、買い取ることになったものです。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、続きまして、貸借権設定 46 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2 頁から 9 頁まで、貸借権設定 46 件を説明します。</p> <p>3 頁、番号 7557 番ですが、これまで自作していた経営主の方が、昨年 12 月初めに亡くなられたため、地元の担い手に貸付することになったものです。期間が 2 年 8 ヶ月となっていますが、受人のほうで、他の方々との契約の終期に揃えたためです。</p> <p>4 頁、番号 7559 番は、渡し人がこれまで自作していましたが、高齢化により耕作の継続が困難となったことから、貸付するものです。</p> <p>8 頁、7586 番から 7593 番の 8 件は農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>5 頁、7567 番から 7585 番の 19 件は、再設定案件であり、地元の法人が借り受けるものですが、その内 7567 番から 7571 番までの 5 件は、渡し人が法人の構成員ではないため、小作料が構成員の方々よりも千円安い設定となっています。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請するこ</p>

	とに決定します。
議長	<p><議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 続きまして、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」賃借権設定10件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>10頁、11頁の議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、賃借権設定10件を説明します。 先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地66筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 (清里区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8101番から8117番の17件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8101番から8117番までの17件の届出書を受理したので報告します。 受理した17件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、</p>

	<p>「中間管理機構に貸付」2件、「中間管理機構に貸付予定」11件、「他者へ貸付」4件です。</p> <p>なお、「中間管理機構に貸付予定」11件については、これから行われる圃場整備に伴うものです。</p> <p>また、関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、17件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件、貸借権設定40件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>4頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件を説明します。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、続きまして、貸借権設定40件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>5頁から11頁まで、貸借権設定40件を説明します。</p> <p>6頁、番号8109番から8112番の4件は農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>8頁、番号8118番と8119番は、ほ場整備が行われるため、とりあえず期間を1年としたものです。</p> <p>番号8120番から8126番の7件は新規案件であり、今まで作業受託をしていたものを今回、利用権設定したものです。</p> <p>なお、番号8120番から8136番の中で、賃貸借料が4,000円となっている理由は、傾斜地であり耕作不便であるためです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている</p>

	<p>判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、使用貸借権1件を上程します。 議案に関連いたします上原委員は退席をお願いします。</p>
	<p>(上原委員 退席)</p>
	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>12頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、上原委員関連、番号8101番の使用貸借権1件について説明します。 耕作の利便性の向上のため、すでに当該地区で耕作している受人に権利を移転し、集約化するものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p>それでは、上原委員の退席を解除します。</p> <p>(上原委員 復席)</p>
議長	<p>上原委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。</p>
議長	<p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。 (名立区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番から 9503 番までの 3 件を報告します。 事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番から 9503 番まで、3 件の届出書を受理したので報告します。 受理した 3 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、3 件とも「他者へ貸付予定」です。 耕作者の高齢化により労力不足となったことが解約事由です。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、3 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

(名立区) 高橋	<p>2 頁から 3 頁、貸借権設定 8 件を説明します。</p> <p>使用賃借権 2 件、賃貸借権の設定 6 件で、すべて再設定となります。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
(事務局長) 坂井	<p>特にありません。</p>
議長	<p>閉会に当たって上原職務代理から閉会のあいさつをお願いします。</p>
(職務代理) 上原委員	<p>(上原代理の閉会挨拶)</p>
議長	<p>本日の農地部会を終了します。</p>